

学校給食費の改正について  
答申

橋本市学校給食審議会

令8年3月6日

## はじめに

近年の食材料費等の物価高騰や国・県の無償化の制度改正を踏まえ、令和8年2月13日、橋本市教育委員会から橋本市学校給食審議会（以下「審議会」という。）に「学校給食費の改正について」諮問を受けました。本来、学校給食は、学校給食法に基づき、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、適切な栄養摂取により健康を保持増進し、食事についての正しい理解、判断力、望ましい食習慣を養い、学校生活を豊かにするとともに学校における食育の推進等を目的としています。この目標を達成するためには、学校給食は定められた栄養摂取基準を満たしたものであることは当然のことながら、安全・安心な食料を安定的に提供されるものとなります。

## 学校給食費の改正について

橋本市における学校給食費の改正について、これまでの改正状況を振り返ります。平成18年度、平成21年度には日額の改正を行い、平成27年度には日額から月額に変更しました。令和6年10月に県が学校給食費無償化事業を実施するまでの間、食材料費の物価高騰分は市が負担することで据え置かれ、保護者の負担軽減が図られています。

一方で令和6年・7年度において、県の学校給食費無償化事業や食材料費の物価高騰を踏まえ、教職員等の給食費を日額および月額で改定しています。

本審議会は、学校給食費改正の必要性について慎重に検討しました。議論に際しては、学校給食法第11条や同法施行令第2条、学校給食センター条例施行規則第6条など法的根拠や、現行の学校給食費、予算、および年度ごとの児童生徒1食当たりの単価を確認しました。また、令和8年度以降の国および県の無償化支援制度や、他市の1食当たりの食材料費の状況を踏まえ、実際の食材料費を反映した適切な給食費について議論を行いました。

その結果、物価上昇に伴う食材料費増加が学校給食の質と量の確保に影響を与えている現状を踏まえ、給食費の改定は必要であると判断しました。また、令和8年度には国・県による支援制度の活用や、市の負担により保護者への実質的な負担が発生しない制度運用が示されています。

以上より、本審議会として、学校給食栄養摂取基準に基づき、学校給食の安定提供を目的として、学校給食費の改定を行うべきであると考えます。

— 資料 —  
諮問

橋教橋給第134号  
令和8年2月13日

橋本市学校給食審議会会長 様

橋本市教育委員会  
教育長 今田 実

橋本市学校給食審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

学校給食費の改正について

諮問理由

橋本市の給食費は、平成18年度に（小学校日額240円、中学校日額270円）、平成21年4月に（小学校日額270円、中学校日額300円）に改正し、平成27年4月には、給食費管理システム導入と同時に（小学校月額4,500円、中学校月額4,750円）に改正し、現在に至っております。

今回、近年の食材料費等の物価高騰や国・県の無償化の制度改正を踏まえ、学校給食栄養摂取基準に基づいた、学校給食を安定的に供給するための適切な給食費について、審議の上、答申いただきたく、諮問を行うものです。

## 審議の経過

回数	開催日	協議内容
第1回	令和8年2月13日(金)	1. 学校給食費の改正について(諮問) その他 2. 今後の予定について
第2回	令和8年3月6日(金)	1. 第1回会議録について 2. 答申内容について
	令和8年3月6日(金)	橋本市教育委員会へ答申

## 審議会委員

区分	氏名	所属等
関係学校長	野川 淳	紀見北中学校長
	丸井 利恵	西部小学校長
	榊 洋史	高野口小学校長
関係学校職員	面家 亜美	給食主任代表(三石小学校)
	藤井 由美子	給食主任代表(隅田小学校)
	島田 凌弘	給食主任代表(橋本中央中学校)
関係学校保護者	岡崎 真理子	紀見小学校PTA代表
	前川 愛	柱本小学校PTA代表
	吉川 典生	学文路学校PTA代表
	前田 秀人	応其小学校PTA代表
	東 祐加	隅田中学校PTA代表

○橋本市学校給食審議会条例

平成18年3月1日

条例第110号

(設置)

第1条 本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、学校給食の適正な運用に資するため橋本市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、学校給食に関することについて、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査及び審議し、教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係学校長
- (2) 関係学校教職員
- (3) 関係学校保護者
- (4) 知識経験を有する者

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。